

諮問日：平成29年12月22日（平成29年度（最情）諮問第72号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第12号）

件名：最高裁判所が下級裁判所に対し、公判前整理手続を短くするように指示した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、全国の下級裁判所に対し、公判前整理手続を短くするように指示した文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官がツイッターに記載した内容からすれば、本件開示申出文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

そもそも公判前整理手続の運営は各裁判体が行う裁判事項であり、その性質上、最高裁判所が下級裁判所に対して、その期間を短縮するよう指示することはない。また、最高裁判所において探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 平成30年2月23日 審議
- ④ 同年4月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、公判前整理手続の性質上、最高裁判所が下級裁判所に対して、その期間を短縮するよう指示することはないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人